

入札監理小委員会  
第650回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第650回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年3月4日（金）14：33～16：39

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 事業評価（案）の審議

○総合無線局監理システム運用技術支援等の請負（総務省）

○政府統計共同利用システムの運用業務（独立行政法人統計センター）

### 3. 実施要項（案）の審議

○共用計算機システム借入及び運用支援業務（国立研究開発法人建築研究所）

○JAXA文書管理運用支援業務（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）

### 4. 契約変更の報告

○独立行政法人国際協力機構コンピュータシステム運用等業務

### 5. 契約変更の報告

○国民公園の維持管理業務（皇居外苑）（環境省）

### 6. 閉会

### <出席者>

（委員）

関野主査、梅木副主査、小尾副主査、井熊専門委員、大山専門委員、柏木専門委員

（総務省）

総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 寺岡室長  
諏訪課長補佐

（独立行政法人統計センター）

情報システム部 共同利用システム課 駒形課長  
飯塚課長代理

（国立研究開発法人建築研究所）

企画部 情報・技術課 中間課長  
村松副参事

(独立行政法人国際協力機構)

情報システム部 若杉次長

情報システム部 システム第一課 末兼課長

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構)

セキュリティ・情報化推進部 内藤部長

平松主任

調達部 原田室長

(環境省)

自然環境局 皇居外苑管理事務所 中村所長

二戸次長

佐藤庶務科長

自然環境局 総務課 齋藤課長補佐

(事務局)

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第650回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「総合無線局監理システム運用技術支援等の請負」の実施状況について、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室の寺岡室長より御説明をお願いしたいと思います。

○寺岡室長 ありがとうございます。それでは、「総合無線局監理システム運用技術支援等の請負」に係る業務の実施状況につきまして、総務省電波利用料企画室の寺岡から、資料1に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

まず事業の概要でございます。総務省の総合無線局監理システム、PARTNERと呼んでございますけれども、この運用技術支援等の請負に係る業務につきましては、令和2年12月から競争入札によりまして実施しておりまして、現在実施しております事業は、市場化テストの2期目でございます。

まず、PARTNERにつきまして、簡単に御紹介までですけれども、昨年度末の時点で、2億7,000万の無線局のデータを取り扱っているものでございます。こちらは、例えば免許人が誰か、設置場所、用途、周波数をどこが使っているのか、電力の出力はどれぐらいなのかといったデータをまとめてございます。また、そういったデータを使いまして、例えば新たな電波の利用についての申請があった場合に割当てが可能かといったような技術検討を行ったり、周りの建物のデータなどを使って、電波の届き具合がどれぐらいかというシミュレーションをしたりということを行っているシステムでございます。このシステムの中に無線局のデータが全て入ってございますので、電波利用料の徴収などにもこのシステムを使って行っているところです。

1の事業の概要の※にございますとおり、平成5年に創設されました電波利用料で予算を手当てしておりまして、平成8年以降使われているシステムでございます。

①の業務内容でございますけれども、(ア)から(カ)までの、いわゆるシステムの運用管理・監視からサポートといったところまでお願いしているものでございまして、具体的な作業としては、システムにバッチを当てたりとか、データの更新など、システム面の対応のほかにも、システムを運用する際のヘルプデスク、質問対応といった、利用者が職員向けとなるものの対応から、利用料の納入に係る納入告知書の作成、配布といった利用者が国民向けのものとなるもの、こういったものの対応とか、あとはそれに付随するような日銀等の関係機関との調整などに関しても支援をいただいているものでございます。

②にございますとおり、契約期間につきましては、令和2年12月1日から令和5年3

月31日までの2年4か月間ございまして、受託事業者につきましては、今はキンドリルジャパンをお願いしてございます。

経緯は⑤の受託事業者決定の経緯にもございますけれども、令和2年度の開札で、日本アイ・ビー・エムの1者から技術提案書が提出されまして、総合評価方式によりまして、同社に決定してございます。その後、令和3年9月からキンドリルに事業継承していただいて、実施していただいているものでございます。

2ページ目でございます。確保されるべきサービスの質の達成状況評価ということでございまして、民間競争入札実施要項において定めてございます民間事業者が確保すべきサービスの質の達成状況と、それに対する総務省の評価を実施したものでございます。

具体の作業としましては、国民向けにつきましては、11月から1月にかけて、電話で御協力いただいてアンケートを取ってございます。職員向けの部分につきましては、地方局25名、本省からも25名に参加いただいてヒアリングを実施してございます。

まず、アの業務の内容でございますけれども、1の事業の概要、(ア)から(カ)につきましては適切に実施されているとしてございます。

イの総合無線局監理システム、PARTNERの稼働率におきましては、職員向け、国民向けともに、99.9%以上の稼働率を達成してございます。

次に、ウのセキュリティ上の重大障害の件数でございますが、情報漏えいの件数は0件ということでございます。

エのシステム運用上の重大障害、故障などにつきましてですが、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件となります。

それから次のページにまたがって恐縮ですけど、オのユーザーの利用満足度調査でございますけれども、年に一度、職員と国民に対してアンケートを実施してということになっておりますが、その結果としましては、職員向けが96.4点、国民向けは94.3点ということでございます。

さらにおめくりいただきまして、3の実施経費の状況及び評価でございます。

①契約金額の比較でございますけれども、基本的には、4か月プラス1年プラス1年の3か年で契約してございます。初年度の4か月というのは、次の契約で違う事業者になることも想定しての引継ぎ期間ということでございます。

契約金額につきましては、約12億円ということでございます。

おめくりいただきまして、次のページに、②として評価のところを書かせていただいて

ございます。実施経費につきましては、年間約9,500万円で約19.5%の増加ということになってございます。

こちらにつきましては、その下に少し書かせていただいておりますけれども、令和元年に制度化された調査で、電波の使用状況の調査というものがございます。こちらの電波の使用に関する免許を渡しているわけですが、その電波が実際に使われているのかということ进行调查するための、電波の発射状況調査に伴う運用対象機器の増加などというものでございまして、新業務の追加によるものでございます。

その部分を除きまして、このページの真ん中辺りに記載しておりますけれども、同一の業務区分として、その追加の業務を除いた、前回と同一の業務区分で比較した場合につきましては、年間で約4,800万円、10.1%の減ができたということでございます。この削減できた理由につきましては、次の4の箇所で御説明させていただきたいと思っております。

それでは、このページの一番下の4のところですが、受託事業者からの改善提案による改善実施事項ということでございます。

まず、ここでは3点ほど挙げさせていただきますけれども、自動化技術の活用ということとして、継続的な改善として、自動化技術を用いた運用技術の効率化などに寄与する施策の提案というものをいただいております。

次のページになりますけれども、RPAによりまして、電波利用料の徴収業務の、例えば徴収までに至る各種手続、納入告知書の送付先の選定とか通知書送付、また、日銀等々との関係機関の調整など、徴収にかかる様々な各種手続がそのタイミングで来ますけれども、そういったもののスケジュール作成処理、こういったものを自動化したものでございます。

基本的には免許を受け取った人が30日以内に払わないといけませんので、そういったことを勘案した逆線表を引いた作業スケジュールを当該年度の状況に合わせて自動でつくられるようにしたというものでございます。

2点目が監査対応支援と証跡管理支援ということで、対象が運用員の方になっているものでございます。システムのバッチを当てるとか、そういったセンターの運用員の様々な不正操作とか誤操作のツールによるチェックを行いまして、定型的な追跡とか分析・点検を支援することで、その確認時間を短縮するということに取り組んだものでございます。これまでも実施したログは取っていたのですが、それが妥当な作業だったのかというところを後で目視で確認しておりました。この点を自動でチェックできるように改良したものでございます。

これによりまして、バッチの実行結果の確認におきまして、従来は目視で行っていたところをそういったチェックを自動化することで、複数人でのダブルチェックといったものが削減されたということでございます。こちらによりまして、総額、およそ3,000万円強の減少となっております。また、資産管理ツールの有効利用ということで、外部記録媒体の在庫の確認、それから、センターによる物品などの管理確認をこのツールでできるようにしたというものもでございます。

その下に参考で書かせていただいておりますけれども、この受託事業者からの改善提案事項のほかに、この委員会でも、さきの前回会合等々で御指摘をいただいております点につきまして、電波利用料企画室で改善事項として実施したものを書かせていただいております。

既存事業者だけで今のシステムを構築しておりますので、そういったところを改善するために、令和6年度から新しいシステムを入れるということで、刷新に向けまして、その業務フローの可視化を進めてございます。併せて、引継ぎ期間の確保とか、事業者向けの説明会を実施して、複数の会社が手を挙げてきてくれるような、基礎的な環境を準備したいと考えてございます。

併せて、システムの刷新を通しまして、システム構成なども検討する中で、運用条件も含めた要件定義をすることで、システム要件と運用要件が両立した概念設計が進むものと考えておりまして、ライフサイクル全体での検討を進めているところでございます。

その下、5の全体的な評価でございますけれども、サービスの質は適切に達成していると。経費削減については、一定の削減が達成されたものの、新規業務による肥大化を防止する必要があるとさせていただきます。

6の今後の事業ということでございますけれども、まず全体としては、サービス品質、コストの面で一定の成果を得られたものの、入札においては1者応札が継続しているということでございます。

おめくりいただきまして、この1者応札を解消するために、これまでも引継ぎ期間の確保であるとか、①から⑥まで書いてございますような取組をしてきたところでございますが、これは継続しつつ、これに加えまして、今回、請負業務の一部見直しを行いまして、事業者への過度な負担を防止するというので、7点目を新たに追加させていただきます。

また、現事業の調達時の説明会に参加した事業者にヒアリングしたところ、引継ぎ期間

よりは、開発や保守経験が必須ですというような御意見であるとか、請負体制確保について対応可能だった者が1者、確保できなかった者が2者ということ、システム刷新などの外部環境の変化に期待していますという御意見をいただいております。

これを含めまして、その下に、「現在」ということで記載しておりますけども、先ほど少しお話ししましたが、電波利用料企画室では、令和6年度以降、順次新システムに移行することを目標にして、今のシステムの刷新を進めております。その中では100から120億円かけて、今の毎年の費用を3割減少すると。また、複数の会社に入っていただくということを目指しております、そのためには比較的小規模な事業者も入っていただけて、競争関係を構築できるように、これまでのオンプレのシステム構成で、プログラムを構造型で一社がつつらと書いてシステムを組んでいくのではなくて、システムはクラウド上で組んで、データを外に出して、アプリケーションは、それぞれが疎結合になるように、オブジェクト型といいますか、それぞれがAPIをたたけばやり取りができるようにするというような方向で今、考えているところでございます。

今、まさに来年度からの要件定義を行って、後半から調達に入るに当たって、事前の相談をベンダーとも始めているところですが、現行のベンダー以外にも新規で参加を検討したいというベンダー、複数社から問合せをいただいております。こういった複数の会社で分担して連携しながら、システムの構築を改良していくような体制をつくって、維持していきたいと思っております。

その刷新の作業にこれから入りますこともありまして、本件に係る次期市場化テストにつきましては、刷新した新しいシステムの効果が期待できる次々回の契約を対象に実施することとさせていただきたいと考えてございます。

以上が私からの説明になります。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、事務局より説明いたします。

○事務局 それでは、評価（案）につきまして、資料A-1に基づき御説明させていただきます。

まず、Iの事業の概要等ですが、こちらは総務省より説明がありましたので、詳細は割愛させていただきます。

次に、IIの評価について、評価の結論としましては、市場化テストを継続することが適当と考えております。

以下、検討内容につきまして、御説明させていただきます。

2 ページの (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき質の達成状況につきましては、いずれも達成されており、質については評価できるものと考えております。

また、同じく 2 ページ目になりますが、民間事業者からの改善提案につきまして、主なものを 2 点挙げさせていただいております、こちらも公共サービスの質の維持向上に資するものと評価しております。

次に、3 ページ目の (3) 実施経費ですが、前回、第 1 期の市場化テストと同一の業務区分により比べましたところ、実施経費ベースで 10.1% 減ということで、経費削減効果につきましても評価できるものと考えております。

同じく 3 ページ目の (4) 選定の際の課題に対応する改善についてですが、引継ぎ期間の確保や運用設計書の整備、運用に係るドキュメントの体系化を行うなど、複数者の応札に向けた取組を行いました。結果、1 者応札となっております。課題が残ったと考えております。

4 ページ目の (5) 評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、全て目標を達成していると評価できます。また、民間事業者の改善提案を受けて、業務の効率化、合理化を行っており、民間事業者の創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費については、10.1% の削減効果が認められており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。一方で、1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められます。

(6) 今後の方針についてですが、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することは困難であることから、引き続き民間競争入札を実施することとしております。

しかしながら、令和 6 年 12 月頃を予定として、クラウド化に伴うシステムの刷新が計画されており、その刷新化の中で、競争性確保のために、比較的小規模な事業者でも参入可能なようにシステムを分割化したり、また、保守性の高い運用要件を作成することとしております。このことからシステム刷新後の令和 6 年度以降に開始が予定されております事業において、引き続き民間競争入札を実施することとしております。

なお、次期市場化テストまでの間、システムの方向性がおおむね固まる令和 5 年度を

どに、その方向性を委員会に報告するものとしております。

以上でございます。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価（案）について御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。幾つか質問があるのですが、最初に、1者応札になっても仕方がないというのはどうなのでしょう。受注している会社の状況をほかとのベンチマークで考えると、単価が高いです。それにもかかわらず、実施する内容は、何か特殊なことがあるのかが分からないものですから、その意味で、発注している総務省として、現状がリーズナブルと思っているのか、少し高いと思っているのか。それが最初の印象としてお聞きしたい1点目です。

2点目ですが、資料A-1、最後のページのところでございますが、①のクラウド化で計画なさっていることは、これは大いに期待するところなのですが、書かれている内容がよく分からないことがあるので、お聞きします。

まず効果として、あるいは改善策として、小規模の事業者でもリソースの確保が可能になると言っていますが、クラウドというのは大規模なハードウェア等は少なくとも持っているところがあって、そこと総務省の間にサービスを提供する小さな会社が入ってくるとお考えになっているのか。これはシステム全体の開発と絡むことになると思います。その形態によって、運用の話と、そこは一体どこでどう切るのか、どう考えているのかが分からなくなります。

少なくとも、並行で幾つもの会社に発注して、一つのシステムを動かそうとすると、発注側の能力はより高いものを要求されます。これについてのマイナス面と、ここで言っている、小規模であればクラウドとの組み合わせでトータルのコストが下がるというように期待しているのだと思いますけど、どのように説明なさるのが分からないので教えてください。

同じことは②のところにも言えます。管理者1者で、あるいは少ない数で責任を持つところが入っているならいいのですが、そうでない場合のことを想定した場合に、どういうことをお考えなのか。令和6年度以降の話のようでありますけど、話が分かり次第、一度説明いただけるとありがたいと思います。

○諏訪課長補佐 総務省の電波利用料企画室の諏訪と申します。今の御質問に対して、お答えさせていただきます。

まず1点目の、今、1者応札が続いているということで、実際この運用技術支援を受けているキンドリルジャパンの単価が高いのではないかという御質問をお伺いしました。私ども、総務省の中でもいろいろシステムとかありまして、そういったベンダーの単価とかそういったところの比較というか、なかなか、やっている中身とかそういったものの整合性もあると思うので、単価自体で高いか低いかというのはなかなか判断が難しいかなとは思っているところです。

ここの総合無線局監理システムですけれども、電波の技術計算を行ったり、特殊性のあるシステムですので、そういったところをある程度、運用面においても、ある一定の技術的な能力が必要なのかなというようには少し思っているところです。

おっしゃるとおり、やっぱり1者というところが価格の高止まりになっているというところは否めないのかなと考えていますので、そのところは、今後の刷新に向けて競争性を持たせるようなことで、こういったところの改善をできればと考えているところです。

2点目のクラウド環境のところ、そういったところで引き続きクラウド環境で使うようなシステムという、大規模ということで、そういった大きなベンダーしか受けられないのではないかというお話もございましたけれども、ここのところは、先ほど室長からのお話にありましたけれども、クラウド環境でサービスを行うということですので、今、現行のPARTNERですが、19ぐらいのサブシステムが非常に複雑に入り組んでいるというところがありまして、その部分を、先ほど疎結合と御説明させてもらったのですが、独立性の高いサブシステムの構成にすることで、そういったサブシステムの構成を部分部分で分割して発注する。そういったことも可能かなと考えているので、そういったところで小規模の事業者でも入札に参加できると、そのようなこともできないかと考えています。

具体的には、例えば国民向けのそういう申請処理のシステムの部分などで、そういった申請部分のところだけを切り出すということで、そういう申請部分に特化したサービスを提供しているような事業者もごございますので、そういったところが参加できるということで、複数の事業者が参加できるような形も考えていきたいと思っています。

おっしゃるとおり、かなり契約が複数になってくると、取りまとめの部分、ここのところをどうやって取りまとめるかというのは課題だと思っていますので、その辺りのやり方ですね。管理の仕方、その辺りも引き続き検討は進めていきたいと思っています。

御質問ありがとうございます。私から以上です。

○大山専門委員 今回の件で、もう1つ追加してよろしいですか。

○諏訪課長補佐 はい。よろしくお願いします。

○大山専門委員 後の方のことは、大きな企業であるかどうかの問題ではなくて、1者取りまとめが複数にまたがったときに、単体では良いのだけども、システム全体でうまく機能させるためには、発注側の能力がより高度なものを求められるということです。契約のやり方の問題ではないです。そこははっきりと御理解いただきたい。これを見れば分かります。失敗した例もありますから、そこは御承知ください。

それから、最初の方については、このシステムの元々の業務の支援、無線監理の業務支援についてです。これ自体が高度な技術とか、基本的に、何らかの知識を要求するとすれば、その話は、競争性が上がらないということを書いてしまっているのです。したがって、おっしゃっている話のままでは改善は望めないのではないかと危惧します。だからこそ、運用技術支援で書いてあるとおり、より多くのところが参入できるようにするための工夫が求められているのだと思います。そこを明らかにしていただきたいというのが願いです。よろしくお願いします。

○諏訪課長補佐 御質問ありがとうございます。その辺り、十分に踏まえて検討を進めていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○井熊専門委員 一つ伺いたいのですが、事業者がアイ・ビー・エムから替わっています。

○諏訪課長補佐 そうですね。ここのところ、当初、アイ・ビー・エムが契約を行ったのですけれども、アイ・ビー・エムから、今、キンドリルジャパンというところに分社化されて。

○井熊専門委員 分社化をしたわけですか。

○諏訪課長補佐 はい。そうです。なので、当初、入札に参加して落札したのはアイ・ビー・エムだったのですけれども、そこから、この運用技術支援を受注している部署の部分が分社化という形になりまして、そこがキンドリルジャパンという形で分社化したと、そういった形になっていますので、ここは、当初アイ・ビー・エムが受注したのですけれども、キンドリルジャパンになっているということで、ちょっと複雑な書き方になっています。

○井熊専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○諏訪課長補佐 よろしく申し上げます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認することがあればお願いします。

○事務局 特にございません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、いろいろ問題はありますけれども、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、継続という方向で、監理委員会に報告するようお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

○諏訪課長補佐 ありがとうございました。

○寺岡室長 ありがとうございました。

(総務省退室)

(独立行政法人統計センター入室)

○事務局 続きまして、「政府統計共同利用システムの運用業務」の実施状況について、独立行政法人統計センター情報システム部共同利用システム課、駒形課長より御説明をお願いしたいと思います。

○駒形課長 独立行政法人統計センターの駒形と申します。よろしくをお願いいたします。

では、「政府統計共同利用システムの運用業務」の実施状況について、御説明させていただきます。お手元にございます資料2に沿って説明させていただきます。

まず、事業の概要ですけれども、独立行政法人統計センターにおきましては、政府統計共同利用システムの運用・保守業務について、平成27年から公共サービス改革基本方針に従って実施しております。当該法律での事業運営は第2期目でございます。

業務内容といたしましては、システムの運用、ヘルプデスクを行っておりまして、システム運用要員及びヘルプデスク要員が運用管理室に常駐して、これら業務を実施することとなっております。

なお、契約内容には、運用業務に使用するツール等の構築も含まれております。

主な内容といたしましては、1ページに記載しているとおりでございます。

1ページの一番下ですけれども、平成31年1月から事業所母集団情報整備支援システムの基盤が追加されたため、事業所母集団情報整備支援システムのシステム費用追加について、変更契約を実施しております。

続いて、説明させていただきます。2ページ目に参ります。契約期間ですけれども、電話サービス及びサービスデスクツールの構築は、平成29年10月20日から平成29年

11月30日まで、システム運用業務につきましては、平成29年度12月1日から令和4年12月31日までとなっております。

受託事業者は、沖電気工業株式会社、この実施に当たりまして、実施状況評価期間といたしましては、平成29年12月1日から令和3年9月30日までとなっております。

受託事業者決定の経緯ですけれども、「政府統計共同システムの運用業務」、民間競争入札実施要領に基づきまして、入札参加者2者から提出されました提案書などを審査した結果、いずれも要求要件を全て満たしていることを確認いたしました。

入札に関しましては、平成29年10月6日に開札した結果、2者ともに予定価格を上回っていたため、再入札を実施して、沖電気工業株式会社が総合評価落札方式により落札者となったところでございます。

続きまして、2番、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価についてでございますが、こちらは表にまとめておりますので御覧ください。

評価事項といたしましては、業務内容、セキュリティ上の重大障害の件数、システム運用・監視などの項目がございます。

この運用・監視につきましては、国民向けシステムのシステム停止時間率ですとか、利用機関向けシステムのシステム停止時間率などを項目として挙げております。

続きまして、4ページ、5ページ目に参ります。ヘルプデスクの業務がございますが、ヘルプデスクで問合せを受けてから一次回答を行うまでの応答時間、ヘルプデスクが問合せを受けて、適切な担当者にエスカレーションを行うまでの時間などを項目として対応しております。

続きまして、6ページ目に参ります。オのところですが、ヘルプデスク利用者アンケート調査結果がございます。これも各年におけるアンケート回収率は100%でございますが、スコアにおいても全ての項目が80点以上であり、サービスの質は確保されていることを確認しております。

これら全てを説明いたしますと長くなりますので割愛いたしますけれども、全体的な評価といたしましては全て満たしており、サービスの質は確保されていると評価できるところでございます。

続きまして、7ページ目、3、実施経費の状況、評価について御説明いたします。

実施経費につきましては、平成29年12月1日から令和4年12月31日までの5年間で、3億7,515万円となっております。年額換算いたしますと、7,380万円とな

ります。

経費削減効果ですけれども、年額にいたしまして8,497万9,000円、削減額といたしましては、市場化テスト実施前の経費から実施経費を引いた削減額が1,117万9,000円となりまして、約13%を削減することができております。これは複数年契約を行ったことによる削減効果と推測しております。

また、受託事業者からの改善提案による改善実施事項といたしまして、実施期間中、受託事業者の改善提案により、次のことを実施しております。

1点目といたしまして、システム運用責任者の正・副配置による2名体制。運用の作業の進捗状況や品質などを管理・統括するシステム責任者におきましては、受託事業者の提案により、正・副の2名を配置しておりまして、不測の事態にも柔軟に対応できるよう、体制強化を図っております。

2点目といたしまして、アクセス解析ツールの活用、定点監視時におきまして、レスポンスコード、レスポンス時間、国別アクセスなどに異常がないかをアクセス解析ツールを活用して確認することを運用フローに組み込んでおります。監視ツールによる検知に加え、このアクセス解析ツールによる確認を行うことで、アクセスの傾向を早期に把握することが可能となり、システムのセキュリティ保持及び業務効率化に寄与しております。

これまで説明いたしました内容を全体的な評価といたしまして、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の「Ⅱ. 終了プロセス1. 良好な実施結果が得られた事業」に記載の基準を満たしているか確認し、次の8ページの表に整理いたしました。いずれも評価は丸としております。

以上のことから、本事業におきましては、総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、同事業の次期実施においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、終了プロセスへ移行した上で、自ら公共サービスの質の維持・向上及び経費削減を図っていくこととしたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、事務局より説明いたします。

○事務局 それでは、評価（案）について、事務局から御説明いたします。資料B-1を御覧ください。

事業の概要等につきましては、先ほど統計センターから御説明がありましたので割愛さ

させていただきますが、一番最後の選定の経緯、この部分だけ御説明いたします。平成24年度1者応札が続く事業として選定され、改善要請を行ったものの1者応札が継続したということで、平成26年度の基本方針において自主選定された事業でございます。また、第1期市場化テストにおきましては、運用及び保守等の業務というくりであったのですが、第2期においては、専門性の高いアプリケーション保守・改修業務を切り離して、範囲を運用業務としたところでございます。

それでは、評価です。評価は、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。

ページを送っていただきまして、質に対する評価、これは先ほど統計センターの全体のものからさらに抜粋したものでございますけれども、評価については全ての項において適合しております。

次、3ページ目、民間事業者からの改善提案というのも、システム運用責任者の正・副配置による2名体制であるとか、アクセス解析ツールの活用であるとか、そういったものが提案されております。

3項目、実施経費につきましては、おおむね単年度当たり8,500万であったものが、直近では、単年度当たり7,400万ということで、約1,100万の削減ができています。率に直すと13.2%であるということでございます。

4ページ目に進みます。選定の際の課題に対する改善ということで、もともと競争性に課題が認められたところ、実施期間を単年から市場化テスト第1期では1年9か月、第2期においては5か年に拡張しました。また、第2期では、アプリケーションの保守・改修等の調達を切り離すことにより、結果、2者応札が実現でき、改善が認められたところでございます。

評価のまとめでございます。先ほど述べましたように、質については全て達成しています。また、民間業者からの改善提案も出ている。経費につきましても、13.2%の削減をしています。本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示もなく、法令違反もないということで、また、さらに、統計センターにおいては、外部有識者で構成される契約監視委員会、あるいはCIO補佐官から契約履行情報に対して意見を聞く仕組みを設けるといって、チェックを受ける体制も整備されているという状況でございます。

以上のことから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

事務局からは以上でございます。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 今回の本事業について、保守業務を切り離してうまく機能したということで、良かったと思います。そうでなかったら困ったものだと思っていたのですが、結果がここまで来て良かったと思います。

ただ、1だけ確認します。これまで1つだったものを2つに分けました。保守業務は切り離したわけですが、もし、この期間に保守業務としてかかった費用、それと、今回の対象の費用とを足したときに、一緒にやっていたときと比べて、増えたのか、減ったのか、どうでしょうか。お願いします。

○飯塚課長代理 御質問ありがとうございます。統計センターの飯塚と申します。ただいまの御質問にありました保守業務の経費と運用業務の経費として、全体的にどうだったかということだと思いますけども、保守業務については、これとは別の契約としまして、設計開発を行った契約に保守業務として含めております。設計開発を行った者が引き続き、ライフサイクルの中でのアプリケーション保守を行うという契約をしております。

この保守業務の中のものだけ切り離してやるのは、なかなか経費を算出するのが難しいということがありまして、この辺は我々の中でも検討したのですが、切り離しが難しいということで、具体的な保守等運用を含めた経費削減ができていくかというところの観点というところはできていないというところでございます。

○大山専門委員 そうですか。ありがとうございます。それだと、もろ手を挙げて良かったとは言えなくなってしまいます。

○飯塚課長代理 そうかもしれません。

○大山専門委員 ただ、保守業務だったら、それだけ別契約があります。その費用というのは幾らぐらいというのは出ていたのでしょうか。

○飯塚課長代理 契約だけを別にすると、やっぱりこれも結局は、1者が応札することになる、1者応札になるということが。

○大山専門委員 そうですが、ほかの例でも幾らぐらいというのは、わかるのではないですか。要するに、システムの規模と、何年使っているかとかそういうので、保守は一体幾らぐらいとか、大体分かるのではないかと思います。

○飯塚課長代理 そうですね。アプリケーション保守の部分になりますので。

○大山専門委員 アプリに入ってしまうのですか。

○飯塚課長代理 そうなのです。

○大山専門委員 そうですか。アプリが入っているのですか。それだと難しいかもしれません。

○飯塚課長代理 はい。若干の機能改修ということも入っていますので。

○大山専門委員 そういことですか。分かりました。何はともあれ、やったことについては、私は良かったと思っていますから、全体を見たときにどうかというのは、もう少しもろ手を挙げて、本当に良かったと言いたかったのです。まだ課題が残っていることは分かりました。ありがとうございます。

○柏木専門委員 御説明どうもありがとうございました。1点、コメントというか、お願いなのですが、先ほど市場化テスト終了プロセスに次回から入るということで、昨今のデジタル化によって、統計の利用の重要性が増してきていると思いますし、あと、統計利用そのものも拡大していくと思いますので、さらなる運用の安全性や継続性を進展していただけるとありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○駒形課長 ありがとうございます。これから統計の重要さが増しているということは非常に重く受け止めておりますので、今後とも皆様に活用していただくように精進したいと思っております。どうもありがとうございました。

○柏木専門委員 お願いします。ありがとうございます。

○小尾副主査 今回、2者応札ということで、実際にシステムをつくったところ以外も入ってきたということは非常に良かったと思うのですが、一方で、事務局からお伺いしたところ、今回の入札については、不落で、再入札を行って、沖電気が落札者というようなことを伺っていますので、この2者が両方とも予定価よりも高い値段を最初つけてきたということもあって、今後、例えば次の入札については、今回入ってきた事業者が入ってこないというようなことも想定されるわけです。そういう意味では、きちんとどのくらいの業務があって、どのくらいの費用が適正かということについては、統計センター自体もきちんと精査するということが必要だと思いますし、実際に応札される業者にもどのような業務があるのかということをもっと丁寧に、きちんとした見積りが出せるような形で情報の提供をするということをお願いしたいと思えます。

そうしないと、ここで卒業しても、次また1者応札になる可能性がありますので、ぜひそこは頑張ってやっていただきたいと思えます。

○駒形課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、前回の入札の際に両者とも高

かったので、もう一度、再入札を行ったということがありますので、こちらといたしましても、今御指摘いただきましたような内容を精査いたしまして、入札する業者がどのような業務で費用が適切なのかが分かりやすくなるような資料を作成するという心を心がけて、準備していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○関野主査 先ほどの大山先生のお話もそうなのですが、経費節減のところ、複数年契約したことによる経費節減で13%節減だという御説明でしたが、運用の要員が減ったという御説明はないのでしょうか。

○飯塚課長代理 仕様書上は運用の要員の人数というものは提示しておりませんで、業務内容に応じて、ヘルプデスクというのを提案するという形になっております。実際は人が減ったかという、減ってはおりませんで、体制としては、変更はない形での提案だったという実態はございます。複数年にしたことによる経費削減というところが、全部がそうではないかもしれないのですけども、やはり複数年にすることによって、毎年調達する事務手続ですとか、あと、長期的な要員の確保ができるというリスクヘッジという形で低減できたのかなと我々は思っているところでございます。

体制としては、変わってはないのですけど、その他の部分での削減というふうに推測しています。

○関野主査 分かりました。つまり、単なる契約の事務経費が減ったということですか。

○飯塚課長代理 はい。その部分もあるかなと。

○関野主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 特にございません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして終了とする方向で、監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○飯塚課長代理 ありがとうございました。

○駒形課長 ありがとうございました。

(独立行政法人統計センター退室)

(国立研究開発法人建築研究所入室)

○事務局 続きまして、「共用計算機システム借入及び運用支援業務」の実施要項案について

て、国立研究開発法人建築研究所、企画部情報・技術課、村松副参事より御説明をお願いしたいと思います。

○村松副参事 建築研究所の村松と申します。国立研究開発法人建築研究所の「共用計算機システム借入及び運用支援業務」について御説明させていただきます。

簡単に概要のほうを説明させていただきます。件名は今言ったとおりです。納入場所につきましては、茨城県つくば市立原1番地3です。

借入期間につきましては、すみません。ここに修正ミスがありましたが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの60か月になります。

業務の範囲につきましては、本業務の範囲は、各種ネットワークサーバ、ネットワーク機器及び運用管理サーバからなる共用計算機システムの賃貸借及びこれらを安定的かつ適切に稼働させるためのシステム運用管理と、エンドユーザーサポートというものになります。

それでは、簡単に仕様書のほうの説明をさせていただきます。今回の仕様書につきましては、現在の所内のサーバ、サービス関係は全部オンプレミス環境になっているのですが、本仕様書は極力クラウドサービスを採用するということにしました。また、昨年、この仕様書につきまして、パブコメを行った意見についても極力反映するという形で直しております。

では、まず45ページ、46ページを見ていただきたいのですが、今回はクラウドを採用するということになりましたので、2.2のところクラウドサービスを選定する際の基準ということで、その基準を記載させていただいております。

続きまして、48ページを御覧いただきたいのですが、48ページには、今回購入する機器等の構成を入れておりまして、このうち11番のネットワーク監視クライアント以外のサーバにつきましては、クラウドにしてもオンプレミスにしてもいいような書き方になっております。

例えば、その仕様につきましては、50ページから記載されています。52ページを見ていただきたいのですが、52ページの中段にクライアントウイルス対策というのがありまして、3ポツの(1)の①、ここにクラウドサービスを導入することと、こういう書き方をしております。

また、54ページを見ていただきたいのですが、下段のほうですね。5ポツのWebアプリケーションファイアウォール、ここは①のところ、基本的にはオンプレミス環境に

1台導入することとなっておりますが、もしくは同等性能のクラウドサービスを導入すること、どちらでもいいですという書き方にしております。

続きまして、52ページをもとにちょっと1ページ戻っていただきたいのですが、今回はメール等の所内サービス、従前はオンプレミス環境に全部設置されていたものですが、それをマイクロソフトの365、それを導入することとしておりまして、全てのサービスをクラウド上に移すということになっています。実際、1月からマイクロソフト365は使い始めていますので、それを継続して使うという形になると思います。

続きまして、ちょっと飛びますが、70ページを見ていただければ、今回はクラウドサービスになりますので、途中でサービスの内容も変わることもあると思ひまして、そういう場合にもこの70ページの中段の14のところですね。導入するクラウドサービスが契約期間中の仕様変更などがあつた場合に、当初機能を満たさなくなつたら、速やかに代替を提案していただいて、導入においては監督員と協議を行つて変更することができるという形を取つております。

あと、続いて、85ページのほうを見ていただきたいのですが、こちらはネットワークの構成図となっております。昨年も言われたのですが、この中で当初はFDDIネットワークというものがあつまして、それが参入障壁となつていふ。要は、物がなかつたり、保守メンテが限られていふということでしたので、今年度、今まだ工事中なのですが、ネットワークを改修しまして、FDDIを廃止するということにして、通常、普通のイーサネット環境のほうに移行するといふ作業を今現在やっております。

ですので、これを導入するときにはもうFDDIはなくなつていふ形になります。

続きまして、47ページのほうにまた戻っていただきたいのですが、前回にも書いてありましたが、本業務の引継ぎといふことで、一応円滑に引き継ぐことができるような内容のものを締結から来年5年の3月31日までの間に現受注者から必要な業務を引き継がなければならぬといふものと、あとはお互いの負担についてを記載しております。

最後に、72ページを見ていただきたいのですが、72ページの下段、4.2のハードウェア保守の(3)のところなのですが、今まで障害連絡後に対応作業に着手するのが2時間以内と去年はしてはいたのですが、今年はそこをちょっと延ばして4時間以内といふ形にするようにしております。

一番よく壊れそうなスイッチ関係とかについては、スイッチが今回、4台、5台ぐらいあるのですが、そのうちのメインの3台については全て同一機種といふ形にして、差し

替えが簡単にできるような、そういうふうなやり方を考えて仕様書を作成しております。基本的には、特定の製造メーカーが入ってくる、例えばその製造メーカーが自社製品しか入れないようなという、そういう仕様書にはならないように、どこのベンダーでもある程度は入れるような形で仕様書のほうを作成しております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 いろいろ考えられた仕様書というか、ドキュメントが出てきているというの分かるのでうれしく思うのですが。

○村松副参事 ありがとうございます。

○大山専門委員 クラウドのところだけ質問させてください。C-2の45ページ、2.2です。これは基準概要が書いてあって、この内容についてどうこうではなくて、本当に欲しいのは、IaaS/PaaSなのでしょうか。それともSaaSなのでしょうか、といのは、どうしてこういう書き方になっているのか分からないです。発注側のほうは、自分たちにとって最適なものというのを本来言うはずなのですが、可能性が何かいろいろあり得るという想定なのでしょうか。特に、SaaS以外だと変わります。つくるものから契約から。その辺、どうお考えになっているのかというのを教えていただけたらと思います。

○村松副参事 この辺の分け方ですけど、例えばM365はもう名指ししているの、それしか入らないと思うのですけれど、一応その場合は、例えばSaaSであるとか、そういうがあるので、それは念のために書いてあるという形です。

あとは、その他にウェブサーバとかも外に持つていくのですけれど、その辺については、多分、PaaSとかになると思うので、そういう可能性があるものを一応書いておきました。どういう提案が来るのかが我々も想定ができなかった部分があるので、念のために書いてあるという感じです。

○大山専門委員 そうすると資格というか、要件審査はその辺、別々にやるのでしょうか。

○村松副参事 提案が来たときの審査ですね。

○大山専門委員 はい。

○村松副参事 そういう形でやらないとならないかもしれないです。すみません。ただ、クラウドを初めて使うものですから、どういう提案が来るかちょっと読めないというのと、

あとはいろいろと業者にヒアリングをしているのですが、その業者によってもちょっと考え方が違うみたいな部分もあるので、M365だけ使うのだったら簡単なのですが。

○大山専門委員 そういうことですね。

○村松副参事 はい。ただ、あるとすればウェブサーバぐらいかなとは思いますが、あとのセキュリティ関係のものはもうみんな多分決まっているというか、特定のどこかのベンダーの物を持ってくるのかなと思っていました。

○大山専門委員 競争入札だから、手数料について複雑になっていくのではないかと心配をしたのです。

○村松副参事 そうですね。その辺は気をつけたいと思います。

○大山専門委員 よろしくお願ひします。あと、バックアップを要求していますが、何のバックアップなのか、はっきり書かれておいたほうが良いような気がいたします。

○村松副参事 そうですね。その辺についても仕様書のほうで、そこだけは修正を今考えているところです。これからまたパブリックコメントを出しますので、そういうような意見がまた来るとお願ひしますので、そのときにまとめて、必要であれば修正するという形で今考えております。

○大山専門委員 分かりました。作業量が大幅変わってくる可能性があるのですが、ぜひそこはよろしくお願ひします。

○村松副参事 はい。分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願ひします。

○事務局 特にございませぬ。

○関野主査 1つだけ確認ですが、これはクラウドだけという形ですか。クラウドサービスを選定する際の基準概要を明確にしたので、オンプレではないということですね。クラウドだけの提案を期待しているということによろしいですね。

○村松副参事 基本的にはメール関係のサービスはもうマイクロソフト365を指定していますので、クラウドになるのですが、サーバについては、クラウドと指定しているものと、どちらにでも取れるような、どちらでも、要は費用関係で安くなるとか、そういうのを考慮したものが入ってくることを期待して選択的になっている部分もありますということで、全てが必ずしもクラウドにはならないです。

○関野主査 分かりました。

○事務局 それでは、関野主査とりまとめをお願い致します。

○関野主査 それでは、本実施要項案につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、今後の実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料につきましては、私に一任していただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関野主査 ありがとうございます。では、今後、実施要項案の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをして、適宜意見交換させていただきますので、よろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。

○村松副参事 どうもありがとうございました。それでは、失礼します。

（国立研究開発法人建築研究所退室）

（独立行政法人国際協力機構入室）

○事務局 続きまして、「独立行政法人国際協力機構コンピュータシステム運用等業務の契約変更」について、独立行政法人国際協力機構情報システム部、若杉次長より御説明をお願いしたいと思います。

○若杉次長 独立行政法人国際協力機構、情報システム部の次長をしております若杉と申します。本日は、令和2年11月20日開催の第609回入札監理小委員会において、次期事業の開始時期の変更を御報告して、さらに去年、令和3年2月19日開催の小委員会で契約内容の変更を御報告しました、国際協力機構コンピュータシステム運用等業務の契約について、次期事業の開始時期変更について御説明いたします。よろしくお願いたします。

本日は、私と、本業務契約を担当しておりますシステム第一課課長の末兼から御説明申し上げます。

それでは、早速資料4により御説明を申し上げます。

1の現行事業の概要なのですが、事業概要については、もうこれまで小委員会で御説明しております。時間の都合もあり、ごく簡単に申し上げますと、いわゆるヘルプデスク業務やデータセンターを含むIT基盤サービスについて、機構の関係者約6,000名に提供するというものでございます。

続きまして、本題の2のほうです。次期事業開始時期の変更経緯については、記載のとおり、令和3年7月閣議で決定された公共サービス改革基本方針では、現行契約との引継期間も鑑み、次期事業開始を「令和5年2月」から6年としていたところを、外部状況の影響等によって、別表に記載されている開始時期をさらに1年程度延期させていただき、

令和6年2月から開始するのしたいと考えるものです。

この経緯、背景としては、国内外、コロナウイルスの継続・拡大もあって、海外拠点を含め多くの職員が今も在宅勤務を継続しております。ですので、課題である情報セキュリティが確保されている在宅勤務を行うため、現行IT基盤のクラウド化を別契約で先行的に進めています。これについては、令和4年3月末におおむね完了予定です。

取組を進める中で、当機構内外のユーザのクラウドサービスの利用動向とか、ユーザビリティを鑑みて、クラウド化を進める基盤とオンプレミスを残す基盤の検討を十分に行う必要がある。この検討を行っていくことにより、次期事業の要件定義・調達支援の調達手続き開始のタイミングが当初想定より遅れてしまったのが背景にあります。

次、3の次期事業までの方針なのですが、本業務の契約終了時から、次期開始までの期間の運用については、運用業務の質の確実な確保を考慮して、本業務の受託事業者との契約変更を行って、継続して運用いたします。その現行契約の履行期限を2年間延長とします。

次期事業が市場化対象になっている情報通信網の更改については、いろいろと技術の変動、変遷もあって、本次期事業と一体的に今、要件定義・調達支援を進めているところです。変更後の予定に沿って、次期事業開始まで手続等を進めていきたいと考えています。

なお、事前に委員から、クラウド化を進める基盤とオンプレ環境の基盤を十分検討する必要があったことについて、具体的な課題が何なのか、何を検討する必要があったのか、詳しい説明をしてほしいとのご要望をいただいたということで、こちらについては、末兼システム第一課長から御説明申し上げます。

○末兼課長 それでは、末兼から引き続きまして御説明させていただきます。前回御説明させていただいた時点でもクラウド化を進めて、在宅勤務ができる体制にさせていただくために時間がかかっておりますという御説明をさせていただきましたが、前回の説明時点から、コロナ禍がさらに拡大いたしまして、在宅勤務が海外を含めて常態化し、当初、検討していた対策に追加して、さらに、クラウド化を進めて、在宅勤務が定常化しても業務継続に支障がない形に、さらなる対策を実施する必要があるだろうと判断させていただきました。そのための現行基盤の変更、更新を優先させていただいたために、次期の基盤の前提となる現環境が変わってしまうため、その内容も含めて、次期事業の要件定義・調達支援業務を調達するための要件にどういう形で含めるかというところを再検討するために時間を要しておりました。

具体的には、当初、前回御説明させていただいた要件として、メールサーバをクラウド化して、国内は既に対応していたのですが、海外においてもパソコンを持ち出せるようにするといったことを準備しておりましたが、それに加えて、ファイルサーバのクラウド化であったり、シェアポイントのクラウド化、もしくはセキュリティ対策、A I Pといった技術の導入ということを進めております。

また、ネットワークに関しても、クラウドを利用することによって通信量が増大しておりますので、専用線を中心としたネットワークからインターネット通信をメインに利用するようなネットワークに早々に切り替える形で、並行して両方を使えるような形にすべく、設計を見直して、一部技術を導入した関係で、時間を要し、または、設計の見直しさせていただいた経緯です。

私からの説明は以上となります。

○若杉次長 J I C Aからの御報告、御説明は以上になります。

○事務局 ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたが、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、皆さん、特段の御質問、意見がないようでございますので、本件につきましては異存なしということといたします。本日はありがとうございました。

○若杉次長 ありがとうございます。

○末兼課長 ありがとうございます。

(独立行政法人国際協力機構退室)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構入室)

○事務局 続きまして、J A X A文書管理運用支援業務の実施要項(案)について、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構セキュリティ・情報化推進部、内藤部長より御説明をお願いしたいと思います。

○内藤部長 それでは、J A X A内藤より御説明させていただきます。

それでは、まず本日J A X Aの文書管理支援業務の民間競争入札実施要領について審議いただくに当たり、まず最初に事業の概要を御説明いたします。

資料E-3-1とE-3-2を御覧ください。

まず、E-3-1ですが、もともとこれは1件の契約でございましたが、市場化テストにおいて競争性を高めるために、第2期で2件に分割した経緯がございます。

まず、E-3-1ですか、こちらで使用する文書管理システムはJASMIN Eと呼んでおりまして、決裁文書をはじめとしてJAXAの全職員が作成または取得した電子ファイルもしくは紙文書等を全社的に蓄積管理して有効に活用するものとなっています。このJASMIN Eを使用した文書管理業務は、資料の取得、登録から移管、廃棄まで文書運用全般の管理支援を行わせるものです。JAXAでは、原本、紙媒体や文書が登録されたCD-ROMなどの媒体とするものが残っているため、物理的にこうした媒体も運用管理の対象となります。

それからE-3-2でございます。

こちらのほうでは、使用するプロジェクト情報管理システムは、プロジェクト・インフォメーション・マネジメント・システムズの頭文字をとってピー・アイ・エム・エス、これをピムズと呼んでおりますけれども、こちらはJAXAで開発する様々な人工衛星などのプロジェクトごとにシステムを構築して、そして文書管理を行うというシステムになっております。PIMSを用いた文書管理支援業務では、取り扱う情報は全て電子データであり、資料の取得、登録、維持、管理を行います。なお、これら2つの業務で扱う情報システムは連携していて重複管理するものではございません。

それぞれの文書管理支援業務の実施要項について御説明いたしますが、お時間の関係上、主に競争性を高める観点で、前回の実施要項から修正した点が資料上で見え消しになっておりますけれども、それを中心に御説明いたします。

まず、JASMIN Eを使用した文書管理支援業務ですが、資料E-2-1を御覧ください。

冒頭1ページ目ですが、競争性を高める観点で、まず実施期間を令和4年下期から令和9年上期と長期にして、また件名については特殊なシステムの運用と取られることのないように、システムを使用した文書管理支援業務と修正してございます。

それから6ページに進んでいただいて、入札参加資格に関する事項でございますが、こちらについては、(4)等級で役務提供等のA、B、Cを対象ということで範囲を広げてございます。

続いて7ページに移りまして、入札に係るスケジュールでございますけれども、これについては、公告から開札まで、引き続き80日間以上を確保して余裕のあるスケジュールとしてございます。

続いて15ページ目以降に行きますけれども、15ページ目以降に従来の実施状況につ

いて情報開示を行っております。

ここで20ページに行きまして、この部分で5項になりますけれども、テレワークの実施について記載をしております。ここでは事業者側の事情に応じた、また事業者の工夫によって効率的にテレワークができるようにして競争性を高めてございます。

それから、28ページ以降に仕様書を添付してございます。

JAXAでは原本を電子ファイルとするルールの見直しを行ったため、事業者電子ファイルが直接登録できるようになり、調達仕様書にもこれを反映してございます。

34ページに飛んでいただきますと表の5-3がでございます。こちらでは新たに電子ファイルへ登録するようになった文章を黒丸で追加して文書管理対象になることを識別してございます。

それから、43ページまで進んでいただいて、6.1.10のところ「研集合研修の開催」という部分がありますが、これまで新入職員に対して文書管理に関するルールやシステムの取扱いについて集合研修を行ってききましたが、これをeラーニングやteamsといったウェブ会議を活用して、テレワークでも可能なこととし、忙しい人でも随時受講できるように変更しております。これによって開催側もテレワーク等のリモートでも対応できるというような状況となっております。

それから、45ページに進んでいただきまして、この7.1項のところ、テレワークで可能な業務というのが何であるかというものを具体的に7.1の(2)に記載してございます。

それから、45ページの下7.2項から、本業務の従事者に対する要求というものが始まっておりますけれども、(1)の④まで進んでいただいて、今までは④で「以下のいずれかの資格を有すること」という中に、情報セキュリティに関する資格が、今、⑤のところに書いてある最初の2つの黒ポツが記載してあったのですけれども、ここに関しては、パブコメを行った際に、実施責任者や監督者に求められるセキュリティ関連の資格については類似の資格があるので、そういったものを追加したほうが参入しやすいという指摘を受けましたので、要求する内容は同じようなものが網羅されている、ここに書いたC o m p T I AのS e c u r i t y +というものを追加してございます。

また、セキュリティの資格である部分だけを取り出して、いずれかを持っていればいいというような形で書き直して、条件を満たしやすいように見直しております。これが⑤として設けた部分でございます。

それから、46ページの7.2.2項ですが、従来ここに運用員ということで、文書を取り扱う者に対する要求を明記しておりました。しかしながら、情報システムを管理するといった部分の要求が記載されておりましたので、新たに7.2.3項ということでシステム運用員という項目を設けて、こういった情報システムに関する管理運用に必要な要件というものを追加して、適切な人員が配置できるように記載してございます。

それから、次に50ページまで行っていただいて、こちらのほうでは、今まで提出しなきゃいけないといった様々な文書とか媒体であったものをメール等で送れるようになるということで簡易化してございます。

それから、52ページに行ってくださいまして、ここでは積算するために参考となる数値を実績に基づいて提示してございます。

2の(1)でございませけれども、ここでは今までは括弧のない形での表示の仕方をしていたんですが、括弧の中の数字は、電子ファイル原本としてそれを登録すればいい文書というものになっております。従来は、媒体で物を主体としていたのですけれども、こうした電子ファイルを中心とした登録が増えることによって実際物を扱う業務がなくなりますので、現場作業というのがこの分だけ削減されていくと考えてございます。

次に、PIMSを使用した文書管理支援業務のほうを御説明いたします。資料E-2-2のほうを御覧ください。

内容については、先ほど御説明したJASMINEを使用した文書管理支援業務と重複する箇所が多いので、特有の部分について御説明いたします。

まず、5ページになりますけれども、この下のところで2.7項から確保されるべきサービスの質というものが始まっております。次のページの上の部分(2)ですけれども、こちらに飛んでいただきますと、まず、「仕様書○項」と書いてある部分の○の部分、6.1.2項が記載されます。これは記載漏れです、申し訳ありません。このところで「エラー率を0.5%以下にすること」と新たに追加してございます。

こちらについては、このPIMSというシステムから、JASMINEという先ほど御説明したシステムヘデータを連携、伝送するわけですけれども、この作業の中で一部人手を介する作業がありまして、前回この業務をやったときに、その作業の部分でミスが生じていたので、その部分の品質としてエラー率を定義して管理・改善するように見直してございます。

それから、26ページまで飛んでください。26ページから仕様書が記載されております。

す。

先に進んで仕様書の31ページ、6.1.1項に「文書の登録・維持」という項目がございます。PIMSで使用する文書管理支援業務に関しては、紙媒体に関わる作業を全て文書管理システム、もう一方の業務のほうに移行しておりますので、関連する作業を仕様書から除いているというところがございます。これによって、登録・維持管理作業が全てテレワークによって可能となっております。

次に33ページに飛んでいただいて、下のほう、7項の「業務の実施体制に対する要求」のところがございますが、(2)のところではテレワークの可能な業務を明記しております。PIMSにおいては、文書管理支援業務全般、一部物理的なシステムのサポート作業は除きますけれども、そのほかの文書管理の支援作業全般はテレワーク可能となっております。説明は以上になります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○梅木副主査 御説明どうもありがとうございます。細かいことで恐縮なのですが、資料E-2-1の16ページ、上のほうに「従来の実施に要した人員」ということで3年度分のデータが表になっているのですが、こちらを見たときに、表のすぐ下に脚注がございます。上から3つ目、「人員表における脚注は以下のとおり」で「併任あり」というものについて、※印で「令和3年12月時点における実質的な総人工数(運用員)は31人工である」と書いてあります。一方、すぐ上の表を見たときに、真ん中の令和3年度では、トータルでは40人となっていて、差額が併任なのかと思うと、「(併任あり)」と書いてあるのは上から3番目の補助監督員の1名だけなので、それを見たときに、40人と31人の違いと、併任あり1の関係がよく分からないと思ったのですが、これはどういう状況なのでしょうか。

○内藤部長 まず、31と32の違いはあるものの、「総人工数(運用員)」とございます。運用員は、この表の上から4行目の、32、32、31と書いてある部分ですので、40との違いというよりは、32と31がなぜ違うのかという御質問に当たるかなと思います。

○梅木副主査 40人と31人がどうして違うのかなと思ったのですが、この説明は30人と31人の違いを言っているということなのでしょうか。

○内藤部長 「総人工数(運用員)」とあるとおり、運用員の部分をここでも、実際に現

場ではりついて作業する人ですね、その40の中には監督員であるとか、補助監督員であるとか、システム運用員という別の者が含まれているので、それでトータルが40という御説明になっています。そういう意味では、※をつける位置が分かりにくくなっているかと思います。

○梅木副主査 そうですね。令和4年度の40のところに※がついているのですけれども、違いますね。多分、3年の32のところに付けていただいたほうが良いのではないのでしょうか。

○内藤部長 この辺ちょっと説明が、幾つかそごがあるようですので、ここは適切に修正するようにさせていただきます。

○梅木副主査 分かりました。

ただ、全体としての印象は、いろいろ分かりやすいように情報開示されていて、特に人員数、どれだけの人数が必要なのかというのは、接する側にとっては一番気になるデータかと思いましたが、とてもよく工夫されて見やすくされていると思いました。では、今の点だけ修正いただければと思います。私から以上です。ありがとうございます。

○井熊専門委員 これまでの契約の推移で見ていくと、社のリソースでは対応することが困難という指摘が出ているのですが、ここでいうリソースというのは人員数のことを言っていますか。

○内藤部長 はい、人員になります。

○井熊専門委員 今回テレワークとかそういった意味で、業務の実施環境に関してはいろいろ緩和されているのは分かるのですけれども、その意味で人員数という面での体制をより組みやすくした工夫点というのは今回の修正でどこになりますか。あるいは、社のリソースでは困難、ここのリソースというのは人員である。そうすると、人員の確保、仕事のやりくりがよりやりやすくなるような要項面での工夫というのはどの点になりますか。

○内藤部長 仕事のやりやすさという意味では、テレワークというと自宅できると捉えられますけれども、場所によらずに仕事が可能になるという点で、この業務につく運用員に当たる方々がどこからでも参加できるというのは参加する皆さんの要員を確保する上でプラスになっているかと思います。そのために、業務としては、従来としては、紙文書は主として管理する対象と明記してあったルールを、これをメインの文章が、電子文書でいいとルールを変更して、そういったことを実現しておりますので、その辺が制度面で工夫をした点かと考えております。

○井熊専門委員 働く場所と、それから、手間がかかる部分をなくしたという理解でよろしいですか。

○内藤部長 そういうことで結構です。

○井熊専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 先ほど梅木副主査から確認がありました点について、JAXAは内容を確認し事務局へ回答をお願いいたします。

○内藤部長 分かりました。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、JAXAにおきまして、引き続き、先ほど梅木先生から指摘されました人員表等の修正をしていただきまして、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○内藤部長 ありがとうございました。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構退室)

(環境省入室)

○事務局 続きまして、国民公園の維持管理業務（皇居外苑）の次期事業開始時期変更について、環境省自然環境局皇居外苑管理事務所、中村所長より御説明をお願いしたいと思います。

○中村所長 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所の中村です。よろしく申し上げます。

市場化テスト「皇居外苑維持管理業務」事業開始時期の変更につきまして、お手元の資料6に沿って御説明させていただきます。

令和3年基本方針におきまして、市場化テスト「皇居外苑維持管理業務」の実施期間は、令和4年4月から令和7年3月の3年間、対象範囲といたしましては、庭園管理、清掃、巡視・利用指導、広報・案内、駐車場等の運営管理、飲食施設等の運営等の各業務と記載されておりますが、当事業における新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいことから、市場化テスト開始時期につきましては、令和3年9月に開催された入札監理小委員会及び同年10月に開催された官民競争入札等監理委員会において「収益業務を含めた皇居外苑維持管理業務の開始時期を少なくとも1年間延期することが適当」との考えについて

御了解をいただいたところでございます。

これにより、市場化テストの開始時期を1年間延期することとし、令和5年4月からの事業開始を予定しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症についてはオミクロン変異株による世界的な流行が起こるなど、訪日外国人客が激減している状況が続いており、国内においても、人流の抑制や都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛措置等により、皇居外苑を観光目的で訪れる入り込み客数は2年弱の期間において著しく激減している状況でございます。

こうした状況下で、市場化テスト「皇居外苑維持管理業務」における収益事業と位置づけられる飲食施設の運営につきましては、令和2年度の閉鎖期間は約5か月に渡り、また令和3年度に入ってから施設の閉鎖や営業時間短縮等の対応を行い、今もなお、客足の戻りに復調の兆しが見えないまま、非常に厳しい状況下で営業を継続している状況でございます。

このような状況下、飲食施設等における収入額は、平成30年度及び令和元年については3億円を超える額で推移してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症発生後の令和2年度においては約2,800万と激減し、令和3年度の見込みについても約3,700万と微増に留まっております。

しかしながら、これは固定費、最低限の必要経費と同程度の収入であり、運営に係る経費を上乗せした場合にはマイナスとなる見込みで、令和4年1月のオミクロン株による爆発的な感染拡大により、今もなお収益の改善が全く見込めない状況が続いております。

駐車場の運営管理についても同様の状態で、令和2年度において約2ヶ月間の閉鎖期間があり、令和3年度に入ってから施設の閉鎖や営業時間の短縮等の対応を継続しております。

駐車場事業については、平成30年度及び令和元年度について、全体でそれぞれ6万台を超えるツアー客利用があり、そのうち海外からのツアー客台数が4万台を超える状況でしたが、令和2年度においては全体でもツアー客利用は約500台に留まっており、そのうち海外からのツアー客利用はわずか6台となっております。コロナ禍以前と比較すると0.01%の利用状況となっており、こうした状況は令和3年度に入っても継続している状況でございます。

駐車場の収入額についても、平成30年度及び令和元年度については1億9,000万を超える金額で推移してまいりましたが、令和2年度においては約7,000万円と半減

以下となり、令和3年度の見込みについても9,000万円と微増に留まっております。しかしながら、これも必要経費相当額を差し引いた時点で大きくマイナスとなる見込みで、収入の改善が全く見込めない状況となっております。

このような状況下においては、業務実施による利潤が得られる見込みがないことから、民間企業による競争参加が見込めない状況となっており、令和4年度中に市場化テストに向けた手続を実施したとしても、競争環境を作り出すことで公共サービスの質の維持向上と経費削減を目指す市場化テストの本来の目的を達成できない蓋然性が極めて高い状況となっていると思われまます。

また、仮に収益事業を分離した場合、維持管理業務単体での競争まで成り立つ余地はないとは言えないものの、皇居外苑全体の維持管理費用を含めた経費の削減という市場化テストの本来の目的の達成は困難な状況であると考えております。

国際航空運送協会は、昨年5月の段階で航空需要がコロナ禍前の2019年の水準に戻るのには早くても2023年後半と発表しており、これを受けたシンクタンクからは、昨年6月の段階でアジア・太平洋地域におけるインバウンドのコロナ禍前水準への回復は2024年5月以降という予測を発表しております。同発表から半年以上経過した現時点においても、オミクロン株による世界的な感染拡大の状況からすると、インバウンドの回復について後ろ倒しとなる可能性が高い状況となっております。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた見通しが立ち、正常な状況下で競争参加が見込まれる時期から、皇居外苑全体として市場化テストを開始することが適当と考えており、収益業務を含めた維持管理業務の開始時期を2年間延期し、令和7年度に開始することが適当と考えております。

延期を踏まえた今後のスケジュール予定については、令和6年4月に要項（案）提出、同年6月に入札監理小委員会における審議、7月にパブコメ、9月に入札監理委員会における審議、10月に入札手続き、翌年の令和7年1月に落札者決定、引継ぎを経て、令和7年4月に市場化テスト事業開始というスケジュールを予定しております。

以上簡単でございますが、御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたが、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。やむを得ない措置だなとは思っております。

れども、こういう施設がどのような形で元に戻るのかというのはいろんなケースが考えられると思います。国内需要と海外からのインバウンド需要が両方一気に回復するというのはなかなか見込めないとありますし、また、それが、見込めるのもどのようなプロセスで見込んでいくのか、一気に100%立ち上がることもないし、徐々にいくのかもしれません。国内と海外のいろんな立ちあがりのケースをぜひ御検討されて、どのぐらいのケースであれば、民間の力を使った事業運営というのが可能なのかというのをぜひ御検討して、合理的な形で判断をいただけるような準備を進めていただければと思っております。

○中村所長 分かりました。ありがとうございます。

今、賜りました御意見に基づきまして、今後検討のほうを進めさせていただきたいと思っております。

○事務局 ほかに御意見等ございましたらお願いいたします。

○小尾副主査 教えていただきたいのですけれども、現在の維持管理契約というのはどういう感じに今なっているのでしょうか。

○佐藤庶務科長

現在の維持管理業務につきましては、基本的に環境省からの委託業務で維持管理を行っております。

○小尾副主査 ということは、従来やっていたものを延長したとかそういうことではなくて、新たに随契みたいな形での維持管理業務の委託ということですか。

○佐藤庶務科長 従来やっていたものを継続して随意契約で受託していただいているという形です。

○小尾副主査 費用の精算方法みたいなものは契約時に決めるのですか。それとも、これはもう実績払いみたいな形にしているのですか

○佐藤庶務科長 委託契約ですので実績払いとなっています。

○小尾副主査 分かりました。なかなか事業所も大変かとは思いますが、これが例えば2年後になって、先ほど井熊先生からも話がありましたが、100%急に立ち上がるとかということもないとは思いますが、そこら辺うまく、競争性も発揮しなければいけないので、今やられているところだけではなくて、ほかのところも入ってきていただくというようなことを考えると、できるだけ情報を広く開示していくというようなことについてもやっていかなければいけないと思いますので、そこも十分注意しながら進めていただければ

ばと思います。

○中村所長 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 特にございません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、井熊先生、小尾先生からもございましたけれども、情報提供とか、いろいろなケースが考えられますでしょうから、ケースを検討していただきまして、今後考えていただきたいと思います。特段の御意見ということはないと思いますので、監理小委員会としては異存なしということでまとめたいと思います。

本日はありがとうございました。

○中村所長 ありがとうございました。

(環境省退室)

— 了 —